

株式会社シティーケーブル周南加入契約約款

株式会社シティーケーブル周南（以下「CCS」という）とCCSが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される加入契約（以下「加入契約」という）は次の条項によるものとします。

第1条（サービス）

CCSは、定められた業務区域において電気通信事業法に基づいて、加入者に次のサービスを提供します。

- 1）L AN型インターネット接続サービス

第2条（加入契約の単位）

加入契約は引込線1回線ごとに行います。但し、引込線1回線より複数世帯・複数企業が加入する場合には、加入契約の単位を各世帯及び各企業ごととします。ここで規定する世帯とは、同一家屋内で居住及び生計を共にする者の集まりまたは独立して居住もしくは生計を維持する単身者となります。

構造上区分されなくとも独立した居住等の建物等としての用途に供することができる数個の部分が一棟に存在する建物の、管理組合または所有者等（以下併せて「管理組合等」という）が、予りCCSとの間で別途CCSが定めるサービス提供についての契約（以下「共同使用契約」とい）、共同使用契約を締結している建物または「集合住宅」という）を締結している場合でも、集合住宅内の世帯は、サービスの提供にあたってはCCSとの間で加入契約を締結するものとします。

第3条（加入契約の成立）

①加入契約は加入者が予め本契約約款を承諾し、CCSが定める様式の加入契約申込書の所要事項を記載の上提出し、CCSがこれを承諾した時に成立することとします。ここで規定する世帯とは、同一家屋内で居住及び生計を共にする者の集まりまたは独立して居住もしくは生計を維持する単身者となります。

②CCSは前項の規定にかかわらず、引込線の配置・保守が困難な場合、もしくは技術的、経済的理由等によりサービスの提供が困難な場合は、加入契約申込みを承諾しないことがあります。

第4条（契約申込の撤回等）

①加入申込書は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は加入契約の解除を行うことができます。

②前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同項の書面に発したときにその効力を生じます。

③前項1の場合により加入申込の撤回等を行った者は、既に納入した加入金の還付を請求することができます。但し、工事着手の場には加入者による工事を行ったすべての費用を負担するものとします。

第5条（加入工事費及び利用料）

①加入者は、別表に定める加入工事費及び利用料をCCSに支払うものとします。利用料は毎月1日から月末までを1ヶ月として計算し、日割り計算はしないものとします。

②加入金は、第4条③項に定める場合を除き、加入契約が終了しても返却しません。

③利用料については、第1条に定めるサービスの提供を受けた日の属する月の翌月分から支払ひを開始し、サービスが停止される日の属する月または毎月支払うものとします。但しサービス提供を受けた日の属する月の月中に解約する場合は、当月分は支払うものとCCSにその旨を連絡するものとします。

④別表の變動、設備の更新、サービス内容の変更その他の理由によりCCSは諸料金を見直す場合があります。

⑤別表に定める加入工事費及び利用料は、別途定める規約に応じ一定期間諸料金を変更する場合があります。

第6条（最低利用期間）

本サービスには当社が別途定める最低利用期間があります。

①契約約款は前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表の定めにより解約手数料（違約金）を支払うものとします。

第7条（料金の支払方法）

①加入者はCCSに加入金、サービス利用料、オプション利用料及び、工事費等について別途CCSが定める期日までに指定する方法により支払うものとします。

第8条（延滞金）

①加入者から前条に定める期日までに前条に定める料金を支払わなかった場合は、支払期日の翌日からCCSが指定する支払の期日までの日割延滞金（利率は5%の割合）を徴収し、これを引込線の終端とします。

②視聽者が遅延したことによりCCSが訪問集金した場合、CCS規定の集金手数料を別に支払うものとします。

第9条（ケーブルモデム、V-ONU、D-ONUの貸与）

①CCSは、インターネットサービスの提供のため、HFC、FTTHの施設媒体に応じ、加入者にケーブルモデム、光端機装置（「V-ONU」）、通信用光端機装置（「D-ONU」以下通称端末とする）を貸与します。

②加入者は通信端末を善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとします。通信端末に故障が生じたときには加入者はすみやかにCCSにその旨を連絡するものとします。この場合、加入者の責めに負うべき事由なくして故障が生じた場合は除き、CCSは、当該加入者に対して修理費及び損害賠償を請求するものとします。

第10条（施設の設置及び費用負担）

①CCSは、加入者が前条に定める敷地内の建物または工作物の特定場所において、CCSの回線が終端として最短距離にあって堅固に設置できる地点に保安装置はV-ONUを、これを引込線の終端とします。

②CCSのサービスを提供するために必要とする施設（以下「本施設」という）の設置工事、CCS又はその指定する業者が行い、その機器及び方法についてはCCSが定めるものとします。

③本施設のうちケーブルネットワークから保安装置が離れ、（保安装置を含む）までの施設及びケーブルモデムはCCSの所有となります。保安装置出力端子（保安装置を含む）以降の全ての施設（以下「受信設備」という。ケーブルモデムを除く）は原則的に加入者または管理組合等の所有となります。FTTHの動作センターからV-ONUを経由し屋内に設置するD-ONUまでの施設はCCSの所有となります。

④受信設備及びケーブルモデム、V-ONU及びD-ONUの動作に必要な電源は加入者が用意するものとします。

⑤加入者は、別表に定める工事費を支払うものとします。

第11条（設置場所の無償利用）

①CCSは、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、建造物等を無償で使用できるものとします。

②加入者は加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人がある場合には、予め必要な承諾を得ておくとし、このことに関して責任を負うものとします。

第12条（便宜の供与）

加入者は、CCS又はCCSの指定する業者が本施設の調査、修復、維持管理、撤去等の為に加入者の敷地、家屋、構築物等必要な場所の立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第13条（責任及び免責事項）

①CCSは、本施設を事業用電気通信設備規則に適合するよう維持管理します。

②加入者は、受信設備を別途定めるCCSの技術基準及び技術的条件に適合するよう維持管理するものとします。

③CCSは、天災、事変その他、CCSの責に帰する事のできない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求に応じません。

④加入者は、CCSの本施設を維持管理する必要上やむを得ざる場合には、事前通告の有無にかかわらず、サービスの提供を一時的に停止する事があることをここに予め承諾するものとします。又、本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。

⑤加入者は、その故意又は過失により本施設及びサービスに損傷、又は損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担及び損害賠償の責に任ずるものとします。

第14条（加入者の禁止事項）

CCSは加入者が以下の行為を行うことを禁止します。

- ①通信機器を第三者に譲渡または貸与、質入すること。
- ②CCSの承諾なしに、加入契約を第三者に譲渡すること。
- ③通信機器の筐体の開蓋すること。
- ④CCSの承諾なしに、通信機器の移動、取り外し、変更すること。
- ⑤公序良俗に反する行為を行うこと。
- ⑥第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為を行うこと。
- ⑦他人の利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為を行うこと。
- ⑧CCSインターネット接続サービスの運送目的以外の行為を行うこと。CCSにて支障があると判断した場合は、当該通信に割り当てする帯域を制限することがあります。
- ⑨各前項のほか、CCSに損害を与える行為またはそのおそれのある行為を行うこと。

第15条（施設外への加入契約外接続）

①加入者は、CCSが加入契約に基づき設置した本施設その他の電気通信設備（以下「回線等」という）を移動、取り外し、変更、分断もしくは損壊し、又はその回線等に線索その他の導体を接続しないこと、ただし、天災、事変その他の非常事態に際しては従事する場合はその限りとし、その回線の接続もしくは保続のために必要があるときは、この限りではありません。

②加入者は、前項の規定に違反して回線等を滅失、毀損した場合は、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用をCCSが指定する期日までにCCSに支払うものとします。

第16条（サービスの無断提供の禁止）

法令により、加入者がCCSのサービスを第三者に提供することを禁止します。

第17条（故障）

①CCS及びCCSの指定する業者は、加入者からCCSのサービスの受信に異常ある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し必要な措置を講じます。

②加入者は、受信設備の修復に要する費用を負担するものとします。

第18条（加入者の事由による一時停止及び再開）

①加入者は、CCSのサービスの提供を一時停止する場合でも期間中の利用料をCCSに支払うものとします。ただし、やむを得ない事由においては、この限りではありません。その場合、一時停止又は再開を希望する10日前までにCCS所定の一時停止又は再開届をCCSに提出するものとします。

②前項の一時停止期間は、1年間に1回までとし、連続して最長6ヶ月とします。

③加入者は、一時停止又は再開に要する費用をCCSに支払うものとします。

第19条（設置場所の変更）

①加入者は、次の場合に限りCCSの事前同意を得て、加入者の施設の設置場所を変更できるものとします。

- (1) 変更先が同一敷地内あるいは同一建物内
- (2) 変更先がCCSの業務区域内であり、且つ最寄りのタップオフ又はクロージャーマーに余裕があり引き込み工事が可能な場合

②前項の変更工事は、CCS又はその指定する業者が加入者の費用負担により行うものとします。

第20条（名義変更）

①次の場合には、加入者の名義変更を認めるものとします。

- (1) 相続の場合
- (2) 新加入者が、旧加入者の施設の設置場所においてCCSのサービスの提供を受けることについて、旧加入者の権利義務を承諾する場合

②前項の名義変更を行う場合、新加入者となるものはCCSの承諾を得た上、CCS所定の名義変更届を提出し、CCSが別途定める名義変更手数料を支払うものとします。又、当該変更日までに発生した利用料は旧加入者が支払うものとします。

第21条（サービス内容の変更）

①加入者は、サービス内容の変更を希望する場合には、変更希望日の5日前までにCCSが別途定める方法によりCCSに申し出るものとします。

②変更後のサービスは変更希望日から提供するものとします。

③利用料については、サービス追加の場合、前項の変更日より月途中であれば翌月から、変更日が1日からであれば当月から当該変更にかかわる利用料に変更するものとし、サービス解約の場合、前項の変更日の属する月は従来の利用料とし、翌月から当該変更にかかわる利用料に変更するものものとします。

第22条（CCSと加入者による解約）

①CCSと加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、双方解約を希望する日の14日前までに文書によりその旨を申し出るものとします。

②前項による解約の場合、加入者は第5条に定める料金を当該解約の日属するものを、CCSが定める期日までにCCSに支払うものとします。

③加入者が終了した場合、CCSは、HFCの場合はケーブルモデム及びタップオフの出力端子から保安装置までの施設（集合住宅内の加入者の加入契約が終了した場合は、ケーブルモデムのみ）、もしくはFTTHの場合はクロージャーマー出力端子からD-ONUまでの施設を、加入者の依頼に基づき撤去し、費用は加入者が負担するものとします。CCSの求めに応じ撤去する際の費用は契約期間に応じ別途請求いたします。CCSの求めに応じず施設を残置することによって生じる維持、管理費用は加入者の負担といたします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用の責を負担するものとします。

④加入者が通信端末を紛失した場合は、CCSは代金相当額を一律に請求できるものとします。

第23条（加入者の義務違反による停止及び解除）

CCSは、料金滞納等本加入契約に違反する行為があったと認められる場合、当該加入者に催告の上、サービス提供の停止もしくは加入契約の解除が出来るものとします。なお、解約については前条②③の規定を準用します。

第24条（契約者に係る情報の取り扱い）

①CCSは、サービスを提供するために必要な契約者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また契約申込者および、契約者が当社に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱いします。

②前項により収集し知り得た契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に係る情報を、当社は、次の各号の業務の遂行に必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) サービスの提供を開始、継続、または終了（ヘルプデスク対応、施工、顧客管理、請求書、料金請求、番組表の配布、障害検知、復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
- (2) CCSが提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス、およびそれぞれの付随機能、追加サービス等を含みます。）の契約促進を目的とした営業活動に利用する場合
- (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行なう場合
- (4) 契約者から個人情報取り扱いに関して、新たな同意を求めるときに利用する場合
- (5) 契約者から提供された契約者情報に基づき、契約の遂行を行う場合

③CCSは、前項までの利用目的に必要な範囲で業務委託先へ個人情報の取扱を委託する場合があります。

④CCSは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力を必要とする場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある場合
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 人の生命、身体および財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき

⑤CCSは、個人情報の取扱において、個人情報保護方針を遵守するため個人情報相談窓口を総務経理部に、個人情報保護管理者としてCCSの専務取締役を配置しています。お問い合わせ先はCCSのホームページに記載するものとします。

⑥氏名、住所、電話番号、金融機関口座等の個人情報を取扱可能な場合は、CCSのサービスをご提供できないことがあります。

〈個人情報相談窓口〉

〒745-0031 周南市銀南街49番 銀南街毎日興業ビル 株式会社シティーケーブル周南内
個人情報相談窓口 電話 0120-2647 FAX 0834-27-6161
電子メール privacy@ccsnet.ne.jp

第25条（通信速度の制限）

集合住宅プランをご利用の場合、1棟当たり下り速度1Gbpsでのサービス提供となりますが、1棟当たりの利用戸数や設定環境等により実際の速度が低下する場合があります。

第26条（定めなき事項）

本契約約款に定めなき事項あるいは規定内容について疑義が生じた場合、CCSと加入者は加入契約の締結の趣旨に則り、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第27条（加入契約約款および料金の改定）

本契約約款および料金は、総務部に届け上りて改定することがあります。この場合、加入者は改定後の約款および料金の適用を受けます。

第28条（合意管轄）

本契約約款の解釈又は履行につき争いが生じ、第27条の規定にも拘わらず協議解決に至らなかった場合、当該紛争解決のため第1審管轄裁判所は山口地方裁判所とします。

〈付則〉

CCSは、特に必要がある場合は本契約約款に特約を付することが出来るものとします。本契約約款は、平成27年11月1日より施行いたします。本契約約款は、令和3年4月1日より改定いたします。本契約約款は、令和4年7月1日より改定いたします。本契約約款は、令和5年2月1日より改定いたします。

別 表

1. サービスプラン<HFC>

| 品 名 | ベストエフォート | 金 額 |
|----------|----------|----------|
| ライト10M | 10Mbps | 3,278円/月 |
| パリュ-50M | 50Mbps | 4,400円/月 |
| プライム100M | 100Mbps | 5,500円/月 |

<FTTH>

| 区 分 | ベストエフォート | 金 額 |
|---------|----------|----------|
| ひかり30M | 30Mbps | 3,300円/月 |
| ひかり100M | 100Mbps | 4,400円/月 |
| ひかりG | 1Gbps | 5,830円/月 |
| 集合住宅プラン | 共用世帯数による | 3,850円/月 |

2. オプションプラン

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-----------|---------|--------|
| メールアドレス追加 | 1アドレスごと | 550円/月 |
| 無線ルータレンタル | | 330円/月 |

3. 加入契約に係わるもの

| 加 入 金 | 5,500円 |
|-------|--------|
|-------|--------|

4. 工事費

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-------|-----------------------|----------|
| 工 事 費 | 引込線の工事及びケーブルモデムの設置 | 22,000円 |
| 撤 去 費 | ケーブルモデム・D-ONU及び引込線の撤去 | 別に算定する金額 |

5. 手数料

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|----------|
| ケーブルモデム及びONUの破損修理 | 別に算定する実費 |
| ケーブルモデム及びONUの設置場所変更 | 別に算定する実費 |

〈付則〉

①サービスプランの内容については欄欄が異なる状態での符号伝送が可能であるものを表しています。

②本サービスはベストエフォートサービスです。サービス契約者の利用状況等により、通信品質を契約者毎に確保することが困難な事態が発生する場合があります。通信品質を確保するものではありません。

③月額利用料金については、毎月1日から月末までを1ヶ月として計算し、日割り計算いたします。

④表示金額はすべて税込表記となっております。